

公の施設の指定管理者の指定について （議案第240号）

平成27年12月3日
地域活力創造課

1 対象施設及び申請団体

対象施設：秋田県ゆとり生活創造センター

申請団体：特定非営利活動法人 あきたパートナーシップ

2 選定委員会の開催

(1) 開催日 平成27年11月6日

(2) 選定委員

氏名	所属	職名等	備考
木村 寿	秋田県信用保証協会	常務理事	外部委員
佐々木 誠	公立大学法人秋田県立大学	理事	外部委員
妹尾 明	秋田県企画振興部	次長	委員長
高橋 彦	(一財)秋田県中小企業診断協会	中小企業診断士	外部委員
湯元 巖	秋田県企画振興部総合政策課	課長	

3 審査結果

(1) 評点

	県民の平等 利用の確保	設置目的の 効果的達成 (満点25点)	効率的な 管理 (満点20点)	適正・確実 な管理能力 (満点25点)	その他 必要な事項 (満点30点)	合計 (満点100点)
特定非営利活動法人あきたパートナーシップ	○	20.4	15.2	19.1	23.6	78.3

(2) 総合評価

特定非営利活動法人あきたパートナーシップは、市民と行政の協働のまちづくりをおとした市民参画社会の構築を支援するため、様々な活動を行うことを理念としており、センター設置目的に適っているほか、設置目的の達成と確実な管理など審査項目の全体にわたり、指定管理者としての適格性を有する。

このことから、特定非営利活動法人あきたパートナーシップを指定管理者の候補者として選定することに決定した。

4 今後のスケジュール

○平成28年2月 協定締結、2月議会へ予算案（平成28年度管理運営費）の提出

○平成28年4月 指定管理の実施

【 参 考 】

選定方法

- (1) 申請団体から提出された事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目（県民の平等利用の確保、施設の設置目的の効果的達成、効率的な管理、適正かつ確実な管理を行う能力、その他施設の設置目的・性質に応じて定める基準）ごとに各委員が5段階で評価（評点付け）を行う。
- (2) 全委員の評点を合計し、選定基準のウエイトをもとに評点の合計を100点換算する。（満点を100点として再計算）
- (3) (2) をもとに委員間で総合的視点から議論・討論し、最も適当と認められる団体を指定管理者候補として選定する。
- (4) 応募団体が1団体のみの場合は、当該団体が指定管理者（候補者）としての適格性を有しているかを審査する。